

台風第 19 号 関連情報
被災された方々の
無料法律相談を実施します



ターゲット 13.1

令和元年 12 月 5 日
郡山市市民部
市民・NPO 活動推進課
担当：桜井 忠弘
TEL：924-3471

【12/5 9:00 送信】

台風第 19 号により被災された方々の生活再建に関する法律問題について、日本司法支援センター（法テラス）の民事法律扶助制度（令和元年台風 19 号被災者法律相談援助）を利用した弁護士による無料法律相談を実施します。

- 1 相談日 12 月～3 月の間、各月 1 回お受けします。
12 月 13 日(金)、1 月 22 日(水)、2 月 20 日(木)、3 月 12 日(木)
- 2 時間 午前 10 時 ～ 正午（お一人あたり相談時間は 30 分です。）
- 3 場所 市民相談センター（市役所西庁舎 1 階）
- 4 対象者 台風 19 号発災日（10 月 10 日）に郡山市民であった方、または「災害救助法」が適用された災害発生市町村に住所があった方で、現在郡山市民の方
※ 法人は対象外です。
- 5 相談内容 台風 19 号の水害により被災された方の生活再建に関する相談
※ 刑事事件は対象外です。
- 6 相談予約 あらかじめ予約をいただき相談をお受けいたしますが、相談枠に空きがあれば、当日申込みについてもお受けします。
予約先：024-924-2155（市民相談センター）
※ 受付時間：午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土・日曜日、休日を除く。）
- 7 その他 現在、市民相談センターで月 3 回実施している「無料法律相談」においても、水害関連の生活再建に関する法律相談に弁護士が対応します。